

Title	大学・学協会の社会的責任論
Author(s)	吉澤, 剛
Citation	年次学術大会講演要旨集, 29: 634-637
Issue Date	2014-10-18
Type	Conference Paper
Text version	publisher
URL	<a href="http://hdl.handle.net/10119/12529">http://hdl.handle.net/10119/12529</a>
Rights	本著作物は研究・技術計画学会の許可のもとに掲載するものです。This material is posted here with permission of the Japan Society for Science Policy and Research Management.
Description	一般講演要旨

## 大学・学協会の社会的責任論

○吉澤剛（大阪大学）

## 1. 大学の社会的責任（USR）

大学に社会的責任があることは言うまでもない。それは企業の社会的責任（CSR）が求められるということ以上に当たり前のこととも考えられる。しかし、その含意は社会に対する教育・研究的責任（重本 2006）にとどまらず、人材養成（大学の研究教育を考える会 2001）、大学内部におけるガバナンスや支出の適正化（碓井 2010）、教員の社会奉仕（岡地 2008）、雇用環境（クック・前田 2013）、環境活動（新井 2005; 『環境会議』 2013）、セクシュアル・ハラスメント（戒能 1999）にまで及び、全体像は掴みづらい。

私立大学社会的責任（USR）研究会によれば、大学の社会的責任（USR）とは、「大学が教育・研究等を通じて建学の精神等を実現していくために、社会（ステークホルダー）の要請や課題等に柔軟に応え、その結果を社会に説明・還元できる経営組織を構築し、教職員がその諸活動において適正な大学運営をおこなうことをいう」（2006: 8）。同研究会では、CSRの「経済」「環境」「社会」というトリプル・ボトムラインを参考に、「教育・研究」「経済・財政」「環境・社会」の側面からUSRを捉えている。いわく、「組織内部においてはガバナンスを強化し、リスクマネジメント、コンプライアンスマネジメントを推進しながら内部統制を図っており、これらの取り組みによってUSRマネジメント体制を構築しています。一方多様なステークホルダーの存在する社会に対しては、教育・研究や社会貢献を通じて積極的に関わり、USR報告書等による情報開示を通じて説明責任を果たしています」（2008: 2）。

大学があえて「社会的責任」を掲げる文脈において、「教育・研究」という大学としての主要な機能、「経済・財政」といった組織の財政的健全性、「環境」への配慮に加えて、「社会貢献」の旗印はメッセージ性が高い。社会貢献を教育・研究に次ぐ大学の「第三の機能」として捉える向きもあるが、教科書的理解では教育と研究の大学開放と同一視される（e.g. 小池 2008）。産学官連携や地域活性への共同研究、知的財産の創出を単に「研究面での大学開放」と言い切ってよいかという点とともに、教職員における就業規則・行動規範の遵守や福利厚生の実施、労働時間の改善などは大学開放には相当しない、社会的責任のある活動である。また、そもそも「社会的責任」と「社会貢献」は異なる。社会貢献は目の前の

ニーズに振り回される。社会のニーズが本当のニーズなのかを問い質すことも大学という学術機関の仕事であり、その意味で、社会にとって本当に大事なニーズを見出すことこそが大学の社会的責任と言える（鷲田 2008）。

近年、大学の社会的責任論が勃興している背景は、知識社会化・国際化、少子化などによる大学を取り巻く競争的環境や規制緩和への対応、特色ある優れた教育・研究の展開や自律的かつ機動的な経営の要請などがある（USR研究会 2004; 山本 2006）。加えて、大学評価の影響が大きい。1998年の大学審議会答申「21世紀の大学像と今後の改革方策について」において、大学における教育研究の不断の改善と説明責任という観点が示されると、この答申を受けて、自己評価、外部評価、第三者評価が実施義務となり、その結果の公表も義務づけられた（猪木 2009: 202-3）。大学の社会的責任を説明責任の要請として捉えるのは、米国では高等教育に支出される公費が教育効果としてどれだけ社会の役に立っているかを問う考え方であり、投資効果としての教育評価の性格が強い。これに対し、日本の社会的責任論は、規制緩和を補完するものとしての経営改革的性格が強い（鎌倉 1997）。

現在、日本の大学では、国際規格に基づいて社会的責任を果たす動きも見られる。『社会的責任に関する手引き』は国際規格ISO26000として2010年に発行され、ISO高等戦略諮問会議メンバーでもあった高巖の尽力により、日本の大学ではいち早く麗澤大学が全学的に積極活用することを宣言した（高 2012）。このISO26000における社会的責任は、説明責任、透明性、倫理的な行動、ステークホルダーの利害の尊重、法の支配の尊重、国際行動規範の尊重、人権の尊重、の7つの原則からなる。麗澤大学では外部のステークホルダーとして、「環境の美化・保全に努めること」という課題に対して「麗澤の森に学ぶ会」という職員OB・OGを中心とした環境任意団体を設定している。また、「コミュニティ貢献を持続的に実施すること」という課題については、市民講座受講者やキャンパス施設利用者、商店会広域コミュニティを対象とし、大学開放や地域連携事業を幅広く展開している（麗澤大学 2014）。

このように私立大学がUSR研究会やISO26000の取得など、包括的な観点で社会的責任の問題に取り組んでいることに対して、国公立大学は利益相反ポ

リシーの文脈において「社会的責任」の言葉を引く程度であり、限定的な活動にとどまっている。浩瀚な資料を狩猟して大学論を繙く余裕はないが、政府の庇護により高度な教育研究に注力してきた国立大学と、それを意識しながら自立的に独自の生存戦略を図らざるをえなかった私立大学では、社会的責任に対する構えがその誕生時から異なるといえよう (cf. 天野 2009)。

## 2. 科学における社会的責任

科学や科学者の社会的責任論は、これまで大学の社会的責任論とは別の文脈で論じられてきた。しかし、科学的知識の多くが大学で生産されており、科学者の多くが大学に所属している以上、両者は無関係ではいられない。

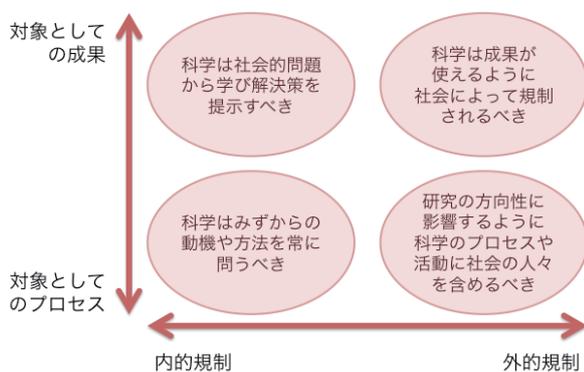


図 1. 科学における社会的責任

図 1 はこれまでの先行研究に基づき、科学における社会的責任論を整理したものである (Glerup & Horst 2014)。これを日本における科学者の社会的責任論 (藤垣 2007; 日本学術会議 2013) と照応させてみよう。

まず左上 (対象としての成果×内的規制) は、「知的生産物に対する責任」「自ら生み出す専門知識や技術の質を担保する責任」に相当する。左下 (対象としてのプロセス×内的規制) は、「科学者共同体内部を律する責任」「責任ある研究の実施と不正行為の防止を可能にする公正な環境の確立・維持」にあたる。差別の排除や利益相反に対する取り組みなど「法令の遵守」は外的規制であり、対象としての成果とプロセスの両方にかかる。藤垣の「市民からの問いかけへの呼応責任」は、社会という外部と対応しているという点で右下 (対象としてのプロセス×外的規制) に近いが、日本学術会議の「社会に対する説明責任」は、その説明様式を科学者集団の内部で規定しているように聞こえ、左下に寄っている印象である。

## 3. 説明責任と応答責任

「科学者たちは『核兵器は絶対悪なり』という判断、

価値判断を、社会一般に対して下しながら、科学者自身に対しての、或いはその研究対象、研究目的に対しての善悪の価値判断を表白することは稀である」(唐木 2012: 95)。唐木順三はこう述べ、ラッセル・アインシュタイン宣言に始まる科学者の社会的責任論を批判する。科学者集団は内部の無謬性を信念とし、外部の社会的影響に対して「説明責任」、あるいは「社会貢献」や「大学開放」を果たそうと試みるが、何が社会のニーズで、それに対して何をすべきかという点そのものに対する反省と社会的視点の取り込みに欠く。これを PDCA サイクルで計画段階が綿密な手続きを経ていないという問題 (吉澤 2011) や、CSR で経営参加理念が欠如しているという問題 (谷口 2007) と照らし合わせれば、政策・経営における社会的責任は、特に日本の文脈では、容易には政策・経営自体の根源的な見直しに行き着かないことが理解できる。「説明責任」という言葉はその象徴となっている。

では、「応答責任」ならばよいのか。研究、政策や経営のプロセスだけにかかる応答責任は、応答が発生するのは多くの場合、研究や政策、経営の途中からであり、「いかにすべきか」という説明責任を双方向的に補完したにすぎず、「何をなすべきか」(stewardship) 自体が問われない。問われたとしても、既に進められている活動と動員されている資源を前に、ほとんど抗う術がない。活動の中止に踏み込めれば良いほうで、大抵は活動の方向性の微修正にとどまり、「間違った問題」を正す機会を失う。本来であれば、応答責任が最も果たされるべき段階は、プロセスのごく早期、研究や政策、経営のデザインあるいは議題構築の段階である (田中 2012)。これは、科学や政策、社会における上流関与ではなく、研究や政策、経営における早期関与 (early engagement) と呼んだ方がより適切かもしれない。

## 4. 学協会の社会的責任

アカデミック・ハラスメントの観点から見ると、大学社会は大学組織と大学組織を越えた特定の専門領域の「研究者集団」からなっているという、「大学社会の二重性」に基づく権力の二重性にある (江原 1997)。この集団は知人関係にある人々のインフォーマルな集団も含むが、加入・退会規則を持つ学協会のようなフォーマルな集団も相当する。大学は多くの法制度と学生の期待、社会の耳目に晒され、否が応でもその社会的責任と向き合わざるをえない。ところが学協会は、実質的な社会的責任をほとんど大学に預け、一方で科学者をより直截的に拘束する権力を発揮している。日本の学協会はもともと東京大学の各学科出身の同窓会や、知識人たちを積極的に迎えた半学術団体として活動を開始した (吉澤 2013b)。その経緯もあって、欧米に比べると組織の経営形態はゆるやかであることが多い。医学系・工学系のような職能団体としての側面を有しない学術団体であるほど、社会的責任への対応は場当たりの

で、組織としての総意に基づく行動というよりは、会長や理事といった上層部による態度表明に終始しがちである。日本の学術団体は、自然科学系であればより顕著に、知識生産の質は欧米の主要団体に譲らなければならない、学術雑誌の発行主体や年次大会の開催主体としての学術的権威に乏しい。同好会的な方向へと舵を切ることを避けるのであれば、いかなる学術団体であれ、積極的に社会的責任を標榜してよい時期に差しかかっている。

## 5. 消極的責任から積極的責任へ

コンプライアンスの専門家に言わせれば、「法令・規則であれ規範・倫理であれ、上から下にその『遵守』を命令し、何も考えないで盲目的に従えばよいという姿勢が世の中をおかしくしている」（郷原 2011: 246）。その意味で、ISO26000にある「法の支配の尊重」「国際行動規範の尊重」「人権の尊重」は、それら言辞の盲従に陥りがちである。また、内的規制としての説明責任、透明性、倫理的な行動も組織内でルール化されることで、「外的規制」として個人を束縛するものとなる。その意味で、「社会の要請に応える」というコンプライアンスの理念に対する最も適切な試金石は「ステークホルダーの利害の尊重」ではないだろうか。これは相手が生の人間であるという点において拘子定規なルール化を許さない。ISO26000で言えば「法の支配の尊重」原則にある「コンプライアンスの継続的見直し」が必要である。しかし、ISO26000という基準を絶対視することがそもそも妥当ではなく、「ルールの創造」（郷原 2011）を真のコンプライアンスとして、考え方をドラステックに転換していくことが求められる。

最近巷間を賑わせている研究不正をめぐる議論では、捏造・改竄・盗用（FFP）の防止・規制が大きく取り沙汰されているが、倫理教育のあり方も含めて、ともすると法令遵守を喧伝するだけで終わってしまう。不正を避けようとする消極的な態度からベクトルを反転させ、責任ある研究活動（RCR）という理想的なあり方に向けて積極的な態度を奨励することが求められる（Steneck 2006）。

研究や技術の社会的影響を予見・評価するアプローチである ELSI（倫理的・法的・社会的影響）や TA（テクノロジーアセスメント）は、自由な発想に基づく研究や技術を阻害する、ある種の外的規制としてラベリングされ、ながらく研究者や技術者から煙たがられる存在であった。それがたとえ統一的に「責任ある研究・イノベーション（RRI）」という新しいラベルに貼り替えられたところで、本質が変化するかは注意しなければならない（cf. 吉澤 2013a）。研究者集団が外的規制にはできるだけ抵抗するものの、いったん受容を決めれば盲従的な態度を表明する反面、内的規制はそれとは切り離された論理で動くのであれば、社会の理解や支持は得がたい。外的規制を内化する応答的で再帰的な姿勢が必要である。

## 6. 弱い応答責任論

とはいえ、科学者集団が研究デザイン、議題構築の段階で一般市民を含む多様なステークホルダーを逐一巻き込んで、十分な応答責任を果たしていくという状況も健全には見えない。科学者集団がステークホルダーと本当の信頼関係で結ばれていれば、逆に応答責任は弱くてもよいのではないか。

安心とは互酬的關係に支えられた世間的な束縛であるが、信頼とは、相手からの投機的な振る舞いによって成り立つ非互酬的關係である（山岸 1998）。これは《贈与》よりも《借り》の關係に近い（サルトウ＝ラジュ 2014）。そこでは必ずしも相手からの相応の報酬を期待するわけではないものの、何らかのグラウンディングを必要とする。対面での会話はお互いを強く制約し合うが、モノや集団を媒介する「並びの關係」では、他者に積極的に関わることもできるし、モノや集団を傍観者として眺めることもできる。この参加の自由度によって、応答責任のようなわれわれの行動が常時制約されるような煩わしさから解放される。これは「緩やかな共同性」と呼ばれている（岡田 2012）。ケア論で言えば、クライアントがレシピエントに対して共感／傾聴疲労や自己ケアのアパシー化を防ぐために、バッファ距離を持ち、同情（*sympathy*）ではなく感情移入（*empathy*）によって相手の行動を予測する能力を持つこと、と換言できる（佐藤 2012）。この緩やかな共同性やバッファ距離が中間機関などの媒介的主体によって担保されることで、大学・学協会が社会のステークホルダーに対して積極的に《弱い》応答責任を果たしていくことができると考えられる。

## 7. 結論

昨今、とりわけ厳しい生存環境に置かれている私立大学を中心に、大学の社会的責任（USR）が論究されている。USRは、日本では規制緩和を補完するものとしての組織改革的性格が強いが、CSRの文脈と同じく、大学開放などの社会貢献をもって社会的責任と片付けられることもあり、説明責任という一方的な宣言によって、ステークホルダーの利害が必ずしも尊重されない。科学における社会的責任論でも外部との応答責任への眼差しは薄く、「何をなすべきか」自体が問われない。ここで科学者集団は研究や政策、経営のデザインあるいは議題構築という早期の段階にステークホルダーを関与させて応答責任を果たすことが求められる。その積極的な姿勢によってステークホルダーからの信頼を得ることができ、逆に、以後の活動段階では応答責任や再帰的な態度を緩和して、過度の疲弊と資源の消費を避けられる。大学は組織としての社会的責任は見えやすいが、その内部にある特定の専門領域における「研究者集団」の権力と社会的責任は見えにくい。研究者集団は大学組織を越えて、学協会として組織化されることも

あるが、内実は個々の研究者の集合体であり、社会的責任を取りうる組織形態になっていない。科学者は表面的に大学における法令遵守を行いながら、その裏、研究室や学協会で権力を行使し、社会的責任を逸脱する事例が少なくない。昨今の研究不正問題が大学の社会的責任論に結びつかないのは、前者が研究大学を中心に発生し、後者が地域社会への貢献を目指す大学を中心に議論されているせいだけではないだろう。既に規則や倫理教育で研究不正対策を整えている大学で、経営改革まで踏み込まないとすると、ほかに社会的責任にかかる活動を考えにくい。一方で、大学としては、研究不正は研究室や学協会という別の権力の問題であるという思いも半ばに、実際に改革の手を伸ばせない領域でもある。こうした抜け穴を許さない形で、科学者を取り巻く環境と権力構造を変革させていく必要があるだろう。

## 謝辞

本研究は上廣倫理財団平成25年度研究助成「日本の大学・学協会における責任ある研究・イノベーションのあり方」、および科研費挑戦的萌芽「生に関するゆるやかなガバナンスのあり方」(25560128)の一部として実施されているものである。

## 参考文献

- Glerup, C. & Horst, M. (2014) 'Mapping "social responsibility" in science', *Journal of Responsible Innovation* 1(1): 31-50.
- Steneck, N.H. (2006) 'Fostering integrity in research: definitions, current knowledge, and future directions', *Science and Engineering Ethics* 12(1): 53-74.
- 天野郁夫 (2009) 『大学の誕生 〈上〉・〈下〉』中央公論新社.
- 猪木武徳 (2009) 『大学の反省』NTT出版.
- 碓井敏正 (2010) 「大学は本当に社会的責任を果たしているか—磯部作氏の指摘に寄せて」『人権 21・調査と研究』208: 33-36.
- 江原由美子 (1997) 「〈アカハラ〉を解決困難にする大学社会の構造体質」上野千鶴子編『キャンパス性差別事情: ストップ・ザ・アカハラ』三省堂, 14-28頁所収.
- 岡地勝二 (2008) 「大学の社会的責任のあり方—アメリカにおける大学教員の研究生活の現実」『JMA マネジメントレビュー』14(4): 50-54.
- 岡田美智男 (2012) 『弱いロボット』医学書院.
- 戒能民江 (1999) 「問われる大学の責任—大学の配慮義務を考える」『大学時報』48: 30-35.
- 鎌倉敬文 (1997) 「大学の社会的責任」『大学行政管理学会誌』1: 31-36.
- 唐木順三 (2012[1980]) 『「科学者の社会的責任」についての覚え書』筑摩書房.
- 『環境会議』(2013) 「大学の社会的責任が問われる時代」40: 168-176.
- トーマス・C・クック, 前田節雄 「社会的責任規格 ISO26000 の解釈: 大学への指針」『近畿大学総合社会学部紀要』2(2): 29-46.
- 小池源吾 (2008) 「大学と社会貢献」安原義仁・大塚豊・羽田貴史編『大学と社会』放送大学振興協会, 180-190 頁所収.
- 郷原信郎 (2011) 『組織の思考が止まるとき—「法令遵守」から「ルール創造」へ』毎日新聞社.
- 佐藤英 (2012) 「ケアに関する倫理的考察—共感と共感疲労の観点から」『岩手大学大学院人文社会科学研究科紀要』1-24.
- ナタリー・サルトゥー=ラジュ (2014) 『借りの哲学』太田出版.
- 重本直利 (2006) 「大学経営学のすすめ—『大学の社会的責任 (USR)』と公共性」『社会経営学研究』5: 42-51.
- 私立大学社会的責任 (USR) 研究会 (2004) 『私立大学の社会的責任に関する研究報告』.
- 私立大学社会的責任 (USR) 研究会 (2006) 『私立大学の社会的責任に関する研究報告』.
- 私立大学社会的責任 (USR) 研究会 (2008) 『USR 入門—社会的責任を果たす大学経営をめざして』.
- 大学の研究教育を考える会編 (2001) 『大学の社会的責任—大学における学問・教育・人材育成』丸善.
- 高巖 (2012) 「いかに ISO26000 を個別組織に導入するか: 『麗澤大学・ISO26000 管理一覧』を巡って」『麗澤経済研究』20(1): 1-75.
- 田中幹人 (2012) 『「科学技術コミュニケーション」再考—メディアを介した科学技術の議題構築に向けて』科学技術政策研究所講演録 285.
- 谷口照三 (2007) 『戦後日本の企業社会と経営思想—CSR 経営を語る一つの文脈』文眞堂.
- 日本学術会議 (2013) 『声明 科学者の行動規範—改訂版』.
- 藤垣裕子 (2007) 「科学技術社会のゆくえ—科学者の社会的責任論の系譜から」『科学』77(8): 866-870.
- 山岸俊男 (1998) 『信頼の構造: こころと社会の進化ゲーム』東京大学出版会.
- 山本眞一 (2006) 「大学の社会的責任」『計画行政』29(2): 3-8.
- 吉澤剛 (2011) 「反 PDCA 論」『研究・技術計画学会 第 26 回年次学術大会講演要旨集』347-350.
- 吉澤剛 (2013a) 「責任ある研究・イノベーション—ELSI を越えて」『研究 技術 計画』28(1): 106-122.
- 吉澤剛 (2013b) 「学会とは何だったのか: 日本の学協会の歴史と社会的役割」『研究・技術計画学会 第 28 回年次学術大会講演要旨集』703-708.
- 麗澤大学 (2014) 『麗澤大学 社会的責任への挑戦—ISO26000 活用報告書 2014』.
- 鷲田清一 (2008) 「『大学の社会的責任』のもう一つの果たし方」『IDE—現代の高等教育』497: 4-8.